

沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則

発出年月日:昭和60年02月12日

文書番号:沖縄県公安委員会規則 1

公表範囲:全文

改正 前略…平成17.12公規則15

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年沖縄県条例第38号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(第 2 種地域の指定)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項第 2 号の公安委員会規則で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第 3 条に定める一般国道（以下「国道」という。）又は都道府県道（以下「県道」という。）の各一側端から25メートル以内の地域のうち、別表第 1 に掲げる地域

(2) 国道又は県道の各一側端から25メートルを超える地域（別表第 2 に掲げる地域を除く。）

(第 3 種地域の指定)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項第 3 号の公安委員会規則で定める地域は、前条第 2 号に定める地域とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和60年 2 月13日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 風俗営業等取締法施行条例施行規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第15号）は、廃止する。

附 則 （平成11. 2. 16公規則 1）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成17. 3. 31公規則 4）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成17. 12. 27公規則15）

この規則は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 2 条関係）

区 分	地 域	
那覇市	道 路	区 間
	県道28号線	首里山川町 1 丁目71番から首里儀保町 2 丁目23番まで
	県道29号線	首里石嶺町 2 丁目148番 1 から首里汀良町 3 丁目 6 番 1 まで
	県道40号線	松川 2 丁目 5 番から山川町 1 丁目70番まで
	県道62号線	字小禄201番から字宇栄原444番まで
	県道221号線	樋川 1 丁目22番から樋川 1 丁目389番まで
	県道221号線	山下町189番12から田原 4 丁目 2 番 5 まで
	県道221号線	宇栄原 1 丁目1258番 6 から宇栄原 1 丁目255番まで
	県道222号線	与儀 1 丁目585番から与儀 1 丁目199番 1 まで
	県道222号線	松尾 2 丁目25番から松尾 2 丁目95番 2 まで

糸満市	県道77号線	字糸満1923番 2 から字照屋803番 1 まで
南城市	国道331号	佐敷字津波古1354番 2 から佐敷字津波古1037番まで
	県道138号線	佐敷字津波古431番から佐敷字津波古375番まで
沖縄市	県道20号線	大里 1 丁目595番から大里 1 丁目748番まで
	県道23号線	胡屋 4 丁目1441番の 1 から字諸見里1298番 3 まで
	県道33号線	大里 2 丁目43番から字古謝301番 1 まで
うるま市	県道 6 号線	石川東恩納651番 1 から石川伊波71番 1 まで
	県道 8 号線	勝連平安名1112番から勝連内間1079番まで
名護市	国道58号	字伊差川134番から字伊差川35番 1 まで
	国道329号	字世富慶542番 1 から字世富慶456番まで
	県道116号	字名護1453番から字宮里1265番まで
南風原町	県道40号線	字新川217番 3 から字宮平475番 1 まで
八重瀬町	国道507号	字東風平270番から字東風平267番まで
与那原町	国道331号	字板良敷691番 1 から字板良敷822番まで
	県道40号線	字与那原2943番から字与那原2914番まで
西原町	県道38号線	字翁長592番 2 から字翁長627番 1 まで
北谷町	県道24号線	字吉原1139番 1 から字吉原1198番 1 まで
嘉手納町	県道74号線	字嘉手納 7 番 2 から字屋良113番まで
読谷村	国道58号	字喜名210番 4 から字喜名458番まで
	県道 6 号線	字波平845番 4 から字波平920番 2 まで
	県道 6 号線	字長浜1818番から字長浜1775番 1 まで
	県道12号線	字波平36番から字上地29番 1 まで
	県道16号線	字大湾471番 5 から字古堅867番 6 まで

別表第 2 （第 2 条・第 3 条関係）

区 分	地 域
那覇市	市道安謝天久線（口）（字安謝245番から同260番までの区間）の各一側端から25メートル以内。 牧志 3 丁目13番56号から同 3 丁目13番63号まで、同 3 丁目20番27号から同 3 丁目20番32号及び壺屋 1 丁目10番 4 号から同 1 丁目10番18号まで。 若狭 1 丁目 4 番から同 1 丁目 9 番まで及び若狭 1 丁目12番から同 1 丁目22番まで。 久米 1 丁目 4 番から同 1 丁目 6 番まで、久米 2 丁目10番、同 2 丁目23番及び同 2 丁目24番
浦添市	市道86号線（字屋富祖256番から同278番までの区間）の各一側端から25メートル以内。 屋富祖 2 丁目67番 1 、同68番、同69番、同69番 1 、同69番 3 、同227番、同228番、同231番及び同231番 3
与那原町	字与那原3145番から同3149番まで、字与那原3155番、同3155番 2 、同3155番 3 、同3156番及び同3156番 2